平成２２年（フ）第３５２号
神戸市西区福吉台１丁目７番地の１　市住２―405号
債務者　梅津　光臣
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
兵庫県明石市大明石町１丁目12番３号　ヴェルビュ明石駅前306号
債務者　堀江　亮太
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３６０号
兵庫県明石市魚住町清水631番地　県住504号
債務者　林　ちづ子
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
兵庫県明石市大久保町西島828番地の２
債務者　今井　智子（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３６７号
兵庫県明石市旭が丘４番11号
債務者　森口　朝七
1　決定年月日時　平成22年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
奈良県天理市中山町字垣内435―５、住民票上の住所奈良県桜井市大字巻野内254番地の３
債務者　山口ひろ美（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４９２号
奈良県天理市三昧田町305番地１
債務者　西　こずえ
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４９７号
奈良県天理市庵治町488番地
債務者　味波　嗣晃
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第６３６号
千葉県松戸市金ケ作339番地
債務者　岡田　　一
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６５０号
千葉県野田市宮崎63番地の１
債務者　海老原真理子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６５４号
千葉県柏市逆井２丁目１番15―205号
債務者　小豆澤　敏
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６７１号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町191番地　シティハイツ301号
債務者　小森　良浩
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６７６号
千葉県柏市西原５丁目９番１号　コーポ木村205号
債務者　伊藤　**錦**二
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６８８号
千葉県流山市南流山１丁目21番地の６　山一コーポ201
債務者　金子　忠博
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第６８９号
千葉県松戸市六高台６丁目96番地の２　グリーンハイツ岡田１―102号
債務者　松本美智子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７１７号
千葉県柏市北柏台７番地19　ハイツセイフーA―101号
債務者　鈴木　達也
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第７６２号
北九州市小倉北区上富野５丁目６番９―203号
債務者　奥野　修平
1　決定年月日時　平成22年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部